

○飯山市宿泊施設環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の宿泊施設への国内外からの誘客を図るため、宿泊施設の改修工事等に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（次条において「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人
- (2) 市内に所在する宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項に規定する旅館業を行う施設をいう。ただし、事業の用に供する部分と居住の用に供する部分が併存する場合は、当該居住の用に供する部分を除いた部分に限る。以下同じ。）を営業していること。
- (3) 市税その他市に対する納付金を滞納していないこと。
- (4) 同一年度において、本市の他の制度による施設の改修工事等に係る補助金、助成金等を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が市内施工業者（市内に本店又は支店を有する事業者（個人事業者を含む。）をいう。）に発注して実施する次に掲げる宿泊施設の改修工事に要する経費とする。

- (1) 壁面、屋根その他宿泊施設の外観の改修（屋根塗装のみの工事を除く。）
- (2) 客室の和洋室化又は洋室化
- (3) トイレの洋式化

2 前項各号に掲げる改修工事を実施する場合において、次に掲げる環境の整備を同時に実施する場合は、当該整備に要する経費を補助対象経費とする。

- (1) 無線LAN環境（無線によるインターネット接続環境をいう。）の整備
- (2) 宿泊施設内における案内表示の多言語化
- (3) テレビの国際放送設備の整備

- (4) キャッシュレス専用端末機の整備
- (5) 多言語翻訳専用端末機の整備
- (6) トイレ温水洗浄便座の整備

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象者が自ら行う改修工事に要する経費
- (2) 土地の購入及び造成に要する経費
- (3) 改修工事を伴わない解体工事に要する経費
- (4) 宿泊施設と別棟の倉庫又は車庫の改修に要する経費
- (5) 公共事業の施工に伴い補償を受けて行う改修工事に要する経費
- (6) その他市長が適当でないと認める経費

4 補助金の交付は、同一の宿泊施設について1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）以内とし、その額が250万円を超えるときは250万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する申請書は、飯山市宿泊施設環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

(交付決定)

第6条 規則第6条の規定による通知は、飯山市宿泊施設環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(変更承認申請)

第7条 規則第11条の2第1項に規定する申請書は、事業の内容を変更する場合にあっては飯山市宿泊施設環境整備事業補助金変更承認申請書（様式第3号）によるものとし、事業を中止する場合にあっては飯山市宿泊施設環境整備事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、飯山市宿泊施設環境整備事業補助金実績報告書（様式第5号）によるものとする。

(交付請求)

第9条 規則第14条の3に規定する請求書は、飯山市宿泊施設環境整備事業補助金交付請求書（様式第6号）によるものとする。

（営業の廃止、休止等の届出）

第10条 補助対象者は、補助金の交付を受けた日から5年を経過するまでの間、宿泊施設の営業を廃止し、又は休業しようとするときは、市長に速やかに届け出なければならない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 偽り又は不正の手段により、補助金の給付を受けたことが判明したとき。
- （2） 補助金を対象経費以外に使用したとき。
- （3） 前条に規定する届出を行ったとき。

2 前項各号に該当する場合の補助金の返還金額及び返還方法については、別に定める。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年3月29日告示第26号）

1（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。